

月形町地域公共交通活性化協議会事務局規定の一部を改正する規定 (案)

月形町地域公共交通活性化協議会事務局規定の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条に第3項として次の1項を加える。

- 3 前会計年度中に確定した歳入及び歳出について、出納上の整理を行うための期間を4月1日から5月31日までとする。

附 則

この規定は、令和6年2月15日から施行する。